

日野市立七生中学校 P T A

会 則



令和2年12月18日 改定版（案）

日野市立七生中学校 P T A

（P T A会則は三年間大切に保存してください）

日野市立七生中学校ＰＴＡ会則

第一章 名称および事務所

第 一 条 この会は、七生中学校ＰＴＡといい、事務所を七生中学校内におく。

第二章 目的および活動

第 二 条 この会は、教育基本法を尊重し、保護者と教職員が互いに信頼し協力し合って、生徒の健全な成長をはかるとともに、会員の教養を高め、地域社会の教育環境の向上に努力することを目的とする。

第 三 条 この会は、前条の目的を達成するための次の活動を行う。

1. 会員相互の教養を高めることにより、よい保護者よい教職員となるように努める。
2. 学校ならびに地域の教育的環境の改善充実を図る。
3. 生徒の幸福と円満な成長をはかる。
4. その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第三章 方 針

第 四 条 この会は、教育を本旨とする団体として活動し、学校ならびに関係方面に意見を具申し、参考資料の提供を行う。ただし、直接に学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第四章 会 員

第 五 条 この会の会員は次の通りである。

1. 七生中学校に在籍し、入会の同意をした生徒の保護者またはこれに代わる者。
2. 七生中学校に在職し、入会の同意をした教職員。

第 六 条 会員は、退会する意思の届け出をもって、この会を退会することができる。

第 七 条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第五章 経 理

第 八 条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金および、その他の収入によって支弁される。

第 九 条 この会の会費は、一会員につき月額２００円とする。ただし、事情により運営委員会の承認を得て徴収を減免することができる。

二. 徴収 同条一項により徴収を減免する場合を除き年間２,４００円を一括徴収するものとする。

年度途中の入会または、転入による入会の場合は、月割り計算で徴収する。

三. 返金 年度途中の退会または、転出の場合は、月割り計算で返金をする。

四. 算出日 同条二項及び三項で算出する月数は、届け出日の次の月より算出する。

転出者の方は、転出が分かった時点で副校長、会計まで連絡するものとする。

- 第十条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- ただし、年度途中において収入額の増減を見通し、活動状況の変更により更正を必要とする場合は、運営委員会の審議承認を受け、全会員に通知し執行される。
- 第十一条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第十二条 この会の会計年度は、毎年４月１日から始まり、翌年の３月３１日に終わる。

第六章 役員

- 第十三条 この会の役員は次の通りである。
- １．会長 １名（保護者）
 - ２．副会長 ３～４名（保護者２～３名・副校長）
 - ３．書記 ３名（保護者２名・教職員１名）
 - ４．会計 ３名（保護者２名・教職員１名）
- 第十四条 役員は会員中より役員選考委員会で選出し、総会の承認を得る。ただし、役員は他の役員・会計監査委員又は常置の委員を兼ねることはできない。
- 第十五条 役員の任期は一年とし、再任を妨げない。欠員を補充した場合は前任者の残任期間とする。
- 第十六条 会長は次の職務を行う。
- １．会長はこの会を代表し、会務を統括し総会・委員会および運営委員会を招集し主宰する。
 - ２．会長は役員選考委員会および会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。
- 第十七条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 第十八条 書記は次の職務を行う。
- １．総会および運営委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録する。
 - ２．記録・通信その他の書類を保管する。
 - ３．会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- 第十九条 会計は次の職務を行う。
- １．総会が決定した予算に基づいていっさいの会計事務を処理する。
 - ２．総会において会計監査委員の監査を経て決算報告をする。
 - ３．この会の財産を管理する。
 - ４．予算の立案について協力する。

第七章 会計監査委員

- 第二十条 この会の経理を監査するため２名の会計監査委員を置く。
- 第二十一条 会計監査委員は、役員選考委員会において選出し、総会で承認を得る。
- 第二十二条 会計監査委員は、必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。
- 第二十三条 会計監査委員の任期は一年とする。

第八章 役員選考委員会

第二十四条 役員および会計監査委員の候補者を選出する為に役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

第二十五条 役員選考委員の選出および役員選考に関する事項は細則（第三章）で定める。

第二十六条 選考委員会の委員は、その任務が終了したときに解任される。

第九章 常置委員会

第二十七条 この会の運営の為、次の委員を選出し、この会の実際活動を行う。

（１）学 級 委 員 （２）教職員 委 員

選出の方法・任務その他、必要な事項は細則（第四章）で定める。

第十章 総 会

第二十八条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第二十九条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

- １．定期総会は原則として毎年５月中旬までに開催する。臨時総会は運営委員会が認めたとき、または、会員の十分の一以上の要求があったとき、委員総会の決議があったとき開催する。
- ２．総会は会員の過半数（委任状を含む）をもって成立する。

第三十条 総会の運営については細則（第一章）に定める。

第十一章 委員総会

第三十一条 委員総会は、役員・校長・副校長および常置委員会の委員によって構成され、総会に次ぐ決議機関である。

第三十二条 委員総会は、会長または運営委員会が必要と認めたときおよび、構成員の四分の一以上の要求があったときに開催する。

第三十三条 委員総会の議事は、出席者の過半数で決まる。

第十二章 運営委員会

第三十四条 運営委員会は、役員・校長・副校長・常置の委員会の正副委員長をもって構成し、任期は次年度総会までとする。

第三十五条 運営委員会は、総会又は委員総会で議決された事項の具体的推進に関する協議と執行をする。

第三十六条 運営委員会は、常置の委員会その他の集会より提出された事項（事業計画・予算編成・会則の改正等）審議・調整する。

第三十七条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は、構成員の四分の一以上の要求があったとき開催する。

第三十八条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決める。

第十三章 常置の委員会および臨時の委員会

第三十九条 この会の活動を充実し、必要事項の調査研究・立案・執行の為、常置の委員会を置く。

第四十条 常置の委員会の構成、委員の任務・その他必要な事項は細則（第四章）で定める。

第四十一条 特別な事項については、必要に応じて臨時委員会を設ける事が出来る。

また、臨時委員会について必要な事項は細則で決める。

第十四章 役員と校長および副校長

第四十二条 校長および副校長は、学校管理並びに教育上、本会のすべての会に出席して意見を述べる事ができる。また、会長以外の役員は会長の指示に基づき、すべての会に出席して意見を述べる事ができる。

第十五章 細 則

第四十三条 この会の運営に関して必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会でこれを定め、改廃することが出来る。

第十六章 改 正

第四十四条 この会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。

会の運営に関する細則

平成２７年４月４日 一部修正

平成３０年５月１２日 一部追記

令和２年１２月１８日 一部改定

第一章 総 会

第 一 条 総会は会長が招集し、そのつど別に議長を選出し運営する。議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

二. ただし、会長が招集による開催が困難と判断した場合、役員会の承認を得て、会員へ周知したうえ、NPメール等を活用したWEB総会とすることができる。

WEB総会の場合の議決は、回答者の過半数とする。

三. ２項によらないで、WEB総会を行う場合は、運営委員会の承認を得た場合に限り行うことができる。議決は、２項による。

第 二 条 総会において討議すべき事項は次の通りとする。

- | | | |
|---------------|-------------|----------------|
| 1. 会務の報告 | 2. 決算の報告と承認 | 3. 役員と会計監査の承認 |
| 2. 年度計画と予算の決定 | 5. 会則の改正 | 6. その他、重要事項の決定 |

第二章 役員・会計監査委員の選出

第 三 条 役員および会計監査委員の選出は、選考委員会が選出する。

第 四 条 役員、会計監査委員の候補者は、推薦される時点で会員であることとする。

第三章 選考委員会の構成・任務と委員の選出

第 五 条 選考委員会の構成ならびに委員の選出は次の通りとする。

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1. 第一学年及び第二学年の各学級から１名 | 2. 教職員より２名 |
|-----------------------|------------|

第 六 条 選考委員会は、選考委員の互選により委員長および副委員長を選出し、委員長はこの委員会を招集し、運営に当たる。

第 七 条 選考委員会は、推薦候補者を選定し、運営委員会および総会において発表し、承認されたときに任務を終わる。

第 八 条 選考委員が役員、会計監査委員候補者に推薦された場合は、選考委員を辞退することができる。ただし辞退者のでた学級は欠員補充することができる。

第 九 条 各学級の保護者は、それぞれ互選により各学級から１名の委員を選出する。

第四章 常置委員会の構成・任務と各委員の選出

第十條 この会に次の委員会を置く。

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1. 学年委員会 | 2. 文化教養委員会 |
| 2. 広報委員会 | 4. 校外委員会 5. スマイル委員会 |

第十一條 委員の選出と分属は次の通りとする。

1. 学級選出委員

各学級の保護者は、それぞれ互選により 5 名の委員を選出する。

1 学年、2 学年は学年委員会、文化教養委員会、広報委員会、校外委員会、スマイル委員会に 1 名ずつ所属する。

3 学年は学年委員会に 2 名、文化教養委員会、広報委員会、校外委員会、スマイル委員会に 1 名ずつ所属する。

6 組においては互選により 2 ～ 3 名の委員を選出し全員が学年委員会に所属する。

2. 教職員委員

教職員の互選により 5 名の委員を選出し、各委員会に 1 名ずつ所属する。

第十二條 各委員会の構成並びに所轄事項は次の通りである。

1. 学年委員会

(1) 学年委員会は、各学年および 6 組に設け、各学級より選出された委員と教職員をもって構成し、各学年および学級活動に協力すると共に、各学年および 6 組の意向を運営委員会に反映させる。

(2) 必要に応じて合同学年委員会を開き、学年相互の連絡および学年による共通の活動を計画し実行する。

2. 文化教養委員会

文化教養委員会は、会員研修と成人教育の企画・開催、地域の教育文化活動への参加・寄与する為の事業と会員の親睦をはかり、学校の教育的環境の整備充実につとめる。

3. 広報委員会

広報の発行、会務の伝達、その他広報活動を通して P T A の理解を深め、P T A 活動の推進をはかる。

4. 校外委員会

各地区内会員相互の連絡と親睦をはかり、七生中地区青少年育成委員会等の活動に参加し、生徒の校外における生活を見守り、不良化の防止等に関する事項を推進する。

5. スマイル委員会

PTA 運営、学校行事の運営がスムーズに行われるよう必要とされた活動をスマイルをもって運営する。

第十三条 委員に欠員を生じたときは、それぞれの選出母体で補充する。

第十四条 委員の任期は一年とし再任を妨げない。欠員を補充したときは前任者の残任期間とする。

第十五条 各委員会は、委員の互選により正副委員長をおき、その委員会の運営に当たる。

第五章 特別委員会の構成・任務と委員の選出

第十六条 特別委員会は、運営委員会が必要と認めたとき構成・選出され、その任務終了と共に解任される。

また、その組織・活動内容および予算については、その都度、運営委員会で討議決定する。

第十七条 委員に欠員を生じたときは、それぞれの選出母体で補充する。

第十八条 各委員会は、委員の互選により正副委員長をおき、その委員会の運営に当たる。

第六章 個人情報の取り扱いについて

第十九条 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）及びその他の関連法令、ガイドライン等を遵守して、七生中学校PTA個人情報取扱規定に基づき適切に管理、利用、提供を行うものとし、七生中学校PTAとしての利用目的以外の目的では利用しない。

第二十条 七生中学校PTA個人情報取扱規定については、細則（付則）に定める。

付則

七生中 P T A 慶弔規定

昭和 5 4 年 1 1 月 9 日

平成 6 年 1 1 月 1 4 日 一部改正

平成 2 0 年 3 月 6 日 一部修正

平成 2 2 年 1 月 2 3 日 一部改正

令和 2 年 2 月 2 7 日 一部改正

第 一 条 本会の会則第二章の趣旨に基づいて、付則第二条により、慶弔に関する事項を定める。

第 二 条 慶弔の範囲ならびに方法は次のとおりとする。

1. 弔慰金

(1) 本会の会員および会員の配偶者死亡のとき 金 1 0, 0 0 0 円を贈る。

(2) 生徒死亡のとき 金 1 0, 0 0 0 円を贈る。

2. 見舞金

(1) 会員および生徒が、公務・学校行事・P T A 行事・登下校における事故により負傷し、
2 週間以上の休養加療を要するとき

金 3, 0 0 0 円を贈る。

(2) 会員の家屋が、全焼・全壊・流失の被害にあったとき

金 5, 0 0 0 円を贈る。

第 三 条 この規定の改廃は、運営委員会において協議決定する。

第 四 条 特別の事情があるときは、運営委員会にはかり処理する。

付 則

1. 本規定は、昭和 5 4 年 1 1 月 9 日に制定し、即日実施する。

2. 会員以外の者が 1 年以上学校に勤務する者については、本規定を準用する。

付則

七生中学校 P T A 個人情報取扱規定（案）

令和 2 年 12 月 18 日制定

（目的）

第 一 条 本規定は、日野市立七生中学校 PTA（以下「**本会**」という）が運営上取得した個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、本会の運営に従事する全ての者がその責任を認識し、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定める。

（定義）

第 二 条 「個人情報」とは個人に関する情報であつて、氏名、生年月日等または、音声、画像等により特定の個人を識別することができるものをいう。

「個人情報データベース」とは特定の個人情報を電子計算機、紙等を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

「個人データ」とは、個人情報データベースを構成する個人情報をいう。

（責務）

第 三 条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努める。

（管理者及び取扱者）

第 四 条 本会における個人情報の管理者は会長とし、取扱者は本部役員及び**各委員会の四役**とする。

（秘密保持義務）

第 五 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を運営上関係なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（取得方法および破棄）

第 六 条 本会は、個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示したうえ取得するものとする。

二. 会則 第四章 第五条に該当しなくなった場合、取得した個人情報の破棄は、適正な管理の元、当該年度における定期総会後、個人が特定できないように適切かつ速やかに破棄するものとする。

(利用)

第 七 条 本会は、取得した個人情報を次の目的に利用する。

1. PTA 会費の集金、管理に関すること。
2. 本会に関わる行事等に関わる文書の送付に関すること。
3. 役員名簿、各委員会の委員名簿の作成に関すること。
4. 委員選出、ならびに本部役員等の選考活動に関すること。
5. 本会に寄せられた質問等に対する回答に関すること。
6. 会員が必要となる情報の伝達や照会に関すること。

(利用目的による制限)

第 八 条 本会は、取得した個人情報を前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、本人の同意を得ずに利用しない。

(第三者提供の制限)

第 九 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
5. 本会で委託する合唱祭の録画媒体の販売等に関わる個人情報を提供する必要がある場合
但し、提供した個人情報の適正な取扱いと適切な管理について徹底します。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第十条 本会は、個人情報を第三者（第九条第 1 号から第 5 号の場合を除く）に提供したときは、次の事項について記録を作成し保存する。

1. 提供した年月日
2. 第三者の氏名
3. 提供する対象者の氏名
4. 提供する情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨

記録は提供を行った日から 3 年間保存する。但し、既に記録が作成されている事項と内容が、同一であるものについては記録を省略する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第十一条 本会は、第三者（第九条 第 1 号から第 5 号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 提供を受けた年月日
2. 第三者の氏名
3. 第三者が個人情報を取得した経緯
4. 提供を受ける対象者の氏名
5. 提供を受ける情報の項目
6. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

記録は提供を受けた日から 3 年間保存する。但し、既に記録が作成されている事項と内容が同一であるものについては記録を省略する。

(情報の開示等)

第十二条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、訂正、追加、削除を含む を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。求められた措置をとらない、または異なる措置をとる場合は理由を添えて本人に通知する。また、次の項目のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しない。

1. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
2. 当会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
3. 他の法令に違反することとなる場合

(苦情の処理)

第十三条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

(周知及び改正)

第十四条 個人情報取り扱いの方法は、総会等で会員に周知する。規約の改正又は実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改訂することができる。なお、本規約を改定した場合は、本条に定める周知方法をもって会員へ周知する。

(規定の改廃)

第十五条 この規定の改廃は、運営委員会において協議決定する。

(その他)

第十六条 本規定に記載ない場合は、運営委員会にはかり処理する。

付 則

1. 本規定は、令和 2 年 12 月 18 日より施行する。

現行	昭和 22 年 6 月 7 日	設立総会で制定
	〃 33 年 4 月 26 日	一部改正
	〃 38 年 4 月 29 日	〃
	〃 39 年 4 月 1 日	全部改正
	〃 47 年 5 月 3 日	一部改正
	〃 48 年 5 月 3 日	〃
	〃 49 年 5 月 3 日	〃
	〃 54 年 5 月 3 日	〃
	〃 55 年 5 月 3 日	〃
	〃 57 年 5 月 8 日	〃
	〃 58 年 5 月 7 日	〃
平成	4 年 5 月 9 日	〃
	〃 13 年 5 月 19 日	〃
	〃 15 年 5 月 1 日	〃
	〃 16 年 4 月 30 日	〃
	〃 20 年 3 月 6 日	一部修正
	〃 22 年 1 月 23 日	一部改正
	〃 25 年 3 月 1 日	一部改正
	〃 26 年 5 月 10 日	一部改正
	〃 27 年 4 月 4 日	一部改正
	〃 30 年 5 月 12 日	一部追記
令和 2 年	2 月 27 日	一部改正
	<u>令和 2 年 12 月 18 日</u>	<u>一部改正及び規定の制定</u>